

医第2233号
令和8年9月1日

各病院の長
各有床診療所の長 殿

山梨県福祉保健部医務課長
(公印省略)

病床数適正化緊急支援事業に係る申請受付（第2回）について（依頼）

平素より、本県の福祉保健行政に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国は、別添の実施要綱のとおり、効率的な医療提供体制の確保を図るため、病床数の適正化を進める医療機関に対し支援を行うこととしております。

今般、別添1のとおり、厚生労働省から病床数適正化緊急支援事業の第2回申請に係るスケジュールが示されたことから、ご案内するとともに、本事業の活用を希望する医療機関におかれましては、以下のとおり申請様式等を提出いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は、国の予算の範囲内での執行となること、必要に応じて地域医療構想調整会議において協議を行うこととされていることから、今回の申請をもって給付を確約するものではありませんので、ご留意願います。

1 提出書類

- (1) 別添2（申請様式）
- (2) 別添3（口座振込申出書）
- (3) 別添4（ヒアリングシート）

※別添4については、都道府県が必要と認める書類として提出を求めるものです。

※この他、追加で必要な書類が生じた場合には、別途個別に医療機関へ提出を依頼することがあります。

2 提出方法

申請サイトへアクセスの上、上記書類をアップロードしてください。

申請サイト：https://en.surece.co.jp/byoushou_sien26/

※申請サイトへのログイン・アップロードの方法等は、同サイトに掲載するマニュアルを参照してください。

3 提出期限

令和8年9月24日（木）午後5時【必着】

※本事業の活用意向がない場合は、提出は不要です。

4 留意事項

(1) 本補助の対象となる医療機関は以下のいずれかに該当する医療機関です。

- ① 令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う医療機関
- ② 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚労省事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- ③ 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚労省事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、令和7年8月1日から令和7年12月15日までに現に病床を削減した医療機関

(2) 削減対象となる病床や、支給対象外の要件等については、先に通知している実施要綱や、県HPに掲載するQ&A等を熟読の上、適切に提出を行ってください。

(3) 本事業への申請にあたっては、今後、地域医療構想調整会議において協議又は報告を行い、各医療機関の意向を共有する予定ですので、あらかじめご承知おきください。

(4) 今回の事務連絡において、国からは第3回申請期限が示されておりますが、申請状況や予算の状況によっては第3回申請が実施されない可能性があるとしております。本事業の活用を検討している医療機関におかれましては、ご留意の上、早めの申請をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、第3回申請の取扱いについては、国から詳細が示され次第、別途通知します。

医療企画担当 清水・尾崎 TEL 055-223-1480
